

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 3 月 12 日

案 件 名	津久井地域における汚水処理方法の見直しについて(総論)						
所 管	都市建設	局 区	土木	部	下水道経営課 下水道料金課 津久井下水道事務所	課 担当者	内線
事案概要							
近年の人口減少下における生活排水処理のあり方については、集合処理から個別処理への転換を国等で議論されていることや、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が見直され、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」が令和8年1月に策定されたことから、津久井地域における汚水処理方法の見直しについて諮るもの 平成19年4月 1市4町の合併⇒公共下水道区域の見直し(縮小)、高度処理型浄化槽区域の設定 かながわ水源環境保全・再生 施策大綱 平成21年3月 高度処理型浄化槽に関する条例制定 平成21年7月 市設置による高度処理型浄化槽事業を開始 令和 8年1月 かながわ水源環境保全・再生基本計画(策定) ⇒令和9年度より、津久井地域における新たな汚水処理方法の実施							
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 1. 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充) 2. 公共下水道区域の見直し						
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	最適な汚水処理方法への見直しを踏まえ、下水道事業の継続的かつ安定的な運営を図るとともに、生活排水処理率の向上による公共用水域の水質改善となる。					
	効果測定指標	ダム集水域における生活排水処理率の向上				施策番号	37、40
	年度	令和6年度			令和28年度		
	事業効果 年度目標	76.3%			95%		
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工							
○事業スケジュール							
年度	R7		R8		R9		
実施 内容	実施内容の検討						
	● 下水道事業審議会 (11月5日)		<審議事項>※「総論」の審議 ・浄化槽施策の見直し ・公共下水道区域の見直し				
	庁議 (1月～3月)						
	庁議 (3月)		<審議事項>※「各論」の審議 ・合併処理浄化槽(個人設置型)に係る市の補助制度 ・合併処理浄化槽の寄附受入れ ・条例・要綱改正の骨子(案)				
	条例改正 概要作成 (3月～6月)						
	● 下水道事業審議会 (3月23日)						
	● 6月定例会議 建設部会【説明】						
	住民説明 (7月～)						
	パブコメ (7月～8月)						
	条例改正案 作成 (7月～9月)		● 9月定例会議【議決】				
		● 改正条例の施行 (4月1日)					
		施策実行					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)				190,000	190,000	200,000	200,000	200,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金				120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
地方債								
その他				20,000	20,000	30,000	30,000	30,000
一般財源		0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要	令和10年度以降、土木職約2名の削減効果があるため下水道部内の別事業への配置転換が可能							

SDGs
関連ゴールに○

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年9月	定例会議	報道への情報提供	なし
パブリックコメント	あり		時期	令和8年7月	議会への情報提供	部会	令和8年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (令和7年4月30日)	件名: 津久井地域の生活排水処理手法の見直しについて 出席課: 政策課、広域行政課、総務法制課、財政課、地域経済政策課、森林政策課、廃棄物政策課、都市建設総務課、道路計画課、緑区区政策課
関係課長打合せ会議 (令和7年11月28日) (令和7年12月25日) (令和8年3月4日)	件名: 津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課: 政策課、マーケティング課、経営監理課、広域行政課、総務法制課、人事・給与課、財政課、廃棄物政策課、都市建設総務課、建築審査課、道路計画課、河川課、緑区区政策課
都市建設局事業調整会議 (令和8年1月23日)	件名: 津久井地域における汚水処理方法の見直しについて 出席課: 都市建設局内の局長、部長、筆頭課長

備 考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.1.8	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【浄化槽施策の見直しについて】		
○(政策課長)合併処理浄化槽への転換に係る個人負担に対する補助を行うことで、課題となっていた転換が進むのか。 →(下水道経営課長)市設置型で取り組んでいる高度処理型浄化槽と同程度もしくはそれ以下とした個人負担にすることで、合併処理浄化槽への転換に係るハードルが下がり、転換が進むと考えている。		
【公共下水道区域の見直しについて】		
○(マーケティング課長)公共下水道区域の見直しに伴い、市設置となる合併処理浄化槽については、整備・管理費用を市が負担することとされているが、個人で設置済みの640世帯について、市による維持管理を求める意見も出てくるのではないかと。 →(都市建設総務課長)個人で設置済みの合併処理浄化槽の対応については今後、検討していくが、高度処理型浄化槽において一定の条件を満たしたものについては、市に寄付することで、その後の維持管理を市が行ってきた経過もあることから、同様の対応を検討している。 →(マーケティング課長)見直し後の事業費は、寄付による維持管理費用は見込んでいるのか。 →(下水道経営課主査)事業費に見込んでいないが、今後検討する内容により、事業費が増加する可能性もあり、対応を検討する。		
○(政策課長)ダム集水域における公共下水道事業計画区域は、津久井地域の合併後に定めた区域であるか。 →(下水道経営課長)津久井地域の合併前から公共下水道の区域となっていたが、合併後に区域の見直しが実施されており、現在の区域設定となっている。 →(政策課長)公共下水道区域が縮小される見直しであり、住民への影響も大きいことから、今後、丁寧に説明する必要がある。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.1.22	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
【浄化槽施策の見直しについて】		
○(財政局長)合併処理浄化槽の個人負担に係る補助について、高度処理型浄化槽と同程度もしくはそれ以下となっているが、補助の方向性を伺う。		
→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽を市設置とした場合における自己負担額が31万円程度であることから、自己負担額を同程度以下となるよう想定している。		
→(財政局長)補助金額も本会議の審議事項であるか。		
→(津久井下水道事務所長)自己負担に対する補助の方向性については審議事項である。なお、具体的な補助金額等の詳細については、改めて庁議に付議したいと考えている。		
→(市長公室長)具体的な内容を本会議で示していない理由を伺う。		
→(津久井下水道事務所長)審議事項が明確となるよう、施策見直しに係る方向性と、条例改正や補助制度の具体的な内容とを分けて審議を行うことについて、関係課長打合せ会議等で、ご意見を頂いたことを踏まえ判断した。		
→(財政局長)自己負担に対する補助について、補助割合等が不明瞭であり、審議が困難である。		
→(市長公室長)政策部、財政部と調整したのか。		
→(政策課長)自己負担に対する補助について、方向性が不明瞭であれば、具体的な内容の審議も進めていく。		
○(政策課長)神奈川県の施策については、具体的な方向性が決まっていない状況ではないか。		
→(津久井下水道事務所長)かながわ水源環境保全・再生基本計画(案)が示されている状況であり、合併処理浄化槽への転換に係る支援策を拡充することは決まっているが、具体的な内容が計画等で決まっているものではない。		
→(市長公室長)神奈川県が合併処理浄化槽への転換に係る支援を検討している中で、市が先行して自己負担に係る補助を決定するのか。		
→(津久井下水道事務所長)神奈川県において、具体的な支援策はコアワーキングにおいて示されているものの、計画等で決定していない。ただし、合併処理浄化槽の転換に係る支援拡充という方向性は基本計画(案)において示されているため、本会議で個人設置型に係る負担軽減策として、高度処理型浄化槽に係る自己負担と同等となるよう補助の方向性を提案している。		
→(財政局長)神奈川県が具体的な内容を決定する時期を伺う。		
→(下水道経営課主査)令和8年6月に示される予定と伺っている。		
→(財政局長)神奈川県が内容を決定していない状況であり、先行して市で議論することは困難であるとする。		
○(市長公室長)スケジュールを改めて伺う。		
→(都市建設総務課長)令和9年4月から、新たな施策による取組を始めたいと想定しており、条例改正等を踏まえたスケジュールとしている。		
→(財政局長)神奈川県が内容を決定してからの施策決定でよいのではないか。		
→(市長公室長)条例改正の内容を伺う。		
→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例において、市設置型浄化槽を高度処理型浄化槽と定めしており、施策の見直しにより、高度処理型浄化槽の市設置を行わず、合併処理浄化槽の設置が可能となるよう改正を行うものである。		
→(市長公室長)周知期間を6か月としている理由を伺う。		
→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽の設置を行わないことで、合併処理浄化槽の設置に係る自己負担が増えることから、市民への影響を考慮し、十分な周知期間を設けている。		
→(市長公室長)市設置に係る条例の改正であり、市民生活への影響は少ないのではないか。		
→(財政局長)6か月の周知期間が必要なのか改めて調整が必要ではないか。		

津久井地域における 汚水処理方法の見直しについて【総論】

【説明内容】

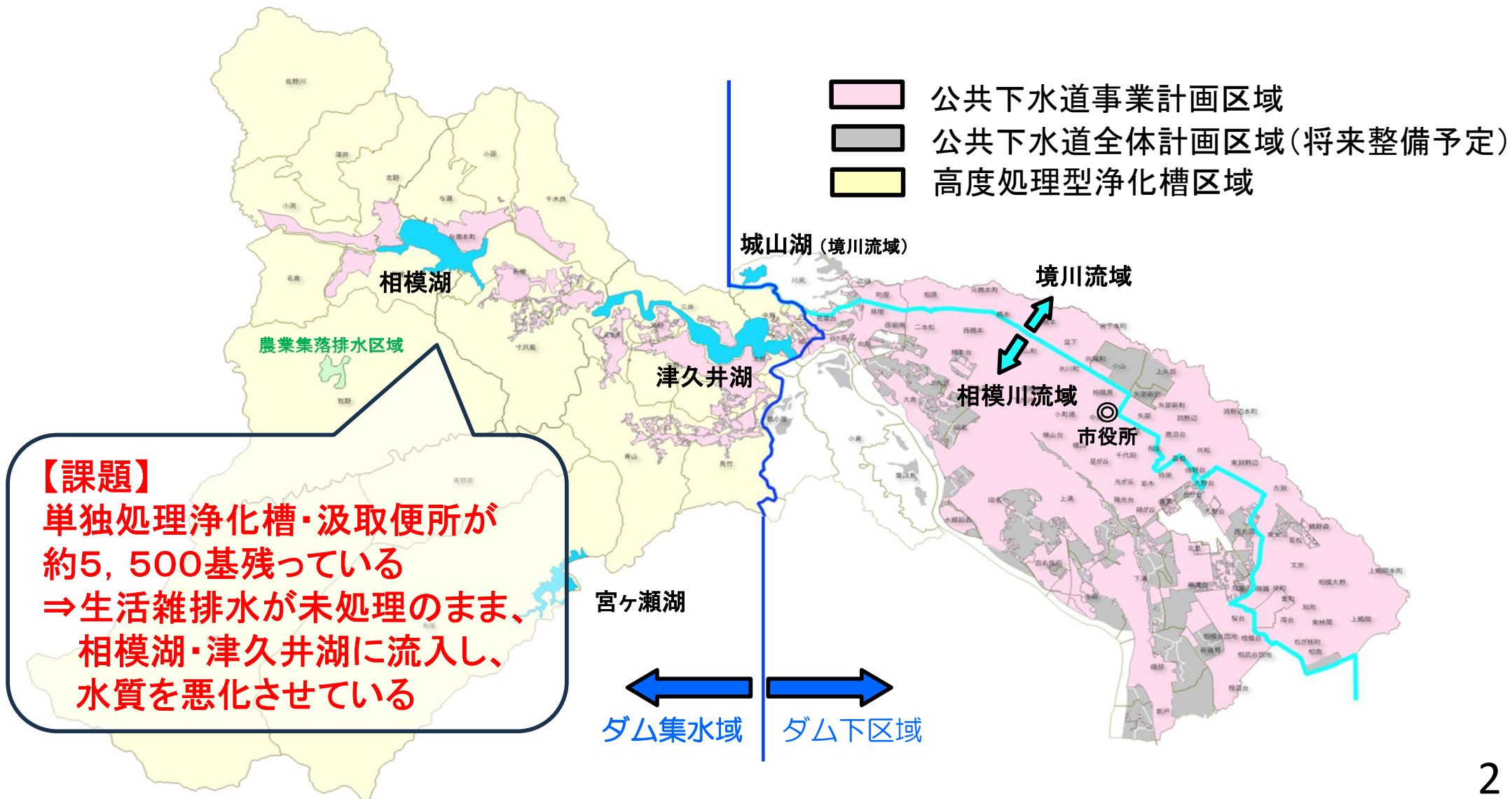
- 1 事案概要
- 2 審議事項① 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充)
審議事項② 公共下水道区域の見直し
- 3 見直しによる事業規模
- 4 今後のスケジュール

〈決定会議〉 令和8年3月12日
下水道経営課
下水道料金課
津久井下水道事務所



1. 事案概要(本市の汚水処理方法の現状と課題)

- 公共下水道と高度処理型浄化槽の整備による汚水処理を進めている
- ダム集水域における**生活排水処理率が約76%**と低い



1. 事案概要(神奈川県の水源環境保全・再生施策の経過)

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(平成19年度～令和8年度)

- 県民の水がめである相模湖・津久井湖においてアオコが異常発生
(生活雑排水の流入等により、窒素・リンが高濃度化)

⇒ 公共下水道整備、高度処理型浄化槽等への支援



評価等

アオコの異常発生は抑制
水質改善に一定の効果も
アオコ発生の可能性は払拭されず

リンの濃度が高いのは、
自然由来であることが判明

「かながわ水源環境保全・再生基本計画(素案)」(令和9年度～令和28年度)

- ダム集水域を中心に、生活排水由来の汚濁負荷軽減対策を推進
 - ① 現大綱期間中に計画・着手した公共下水道整備は、整備完了まで基金で支援
(未着手の公共下水道整備事業に対する支援は廃止)
 - ② 既設の高度処理型浄化槽の維持管理費の一部を支援
(高度処理型浄化槽の新設に対する支援は廃止)
 - ③ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る支援策を拡充

窒素・リンの流入抑制対策から一般的な生活排水処理対策へと施策内容をシフト

1. 事案概要(窒素・リンの流入抑制から一般的な污水处理対策への見直し)

概要

- 神奈川県が相模湖・津久井湖への窒素・リンの流入抑制対策を見直したことから、本市においても、**一般的な生活排水処理対策**(単独処理浄化槽等を高度処理型浄化槽ではなく合併処理浄化槽へ転換)**に移行することとし、施策の見直しを図る**
- また、**公共下水道区域**についても浄化槽施策の見直しに伴い、公共下水道と合併処理浄化槽との**経済性比較等を改めて行い、再設定する**

【今回の審議事項について】

審議事項①: 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止、転換補助の拡充)

審議事項②: 公共下水道区域の見直し

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(高度処理型浄化槽の新規設置の廃止)

- 県の施策の見直しに伴い、本市においても、ダム集水域で整備を進めてきた**高度処理型浄化槽の新規設置を廃止し、一般的な合併処理浄化槽の整備に切り替える**
- これまで市が設置等してきた高度処理型浄化槽(令和6年度末時点で1,556基)は、引き続き、市が管理する

費用区分	浄化槽の設置費・維持管理費の実例※(標準世帯 5人槽の場合)		
	高度処理型浄化槽		合併処理浄化槽
設置費	約400万円/基	>	約185万円/基
維持管理費	約14.4万円/基・年	>	約8万円/基・年

※設置場所の条件により、金額は変動

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(転換補助の拡充(概要))

合併処理浄化槽の整備・管理主体

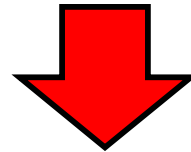
➤ 本来、浄化槽は家屋の付属物であるため、市設置型から**個人設置型へ見直す**

	見直し前	見直し後
汚水処理方法	高度処理型浄化槽	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市 (市設置型)	個人 (個人設置型)
支援対象	新設 合併処理浄化槽からの転換 単独処理浄化槽・汲取便所からの転換	— — 単独処理浄化槽・汲取便所からの転換
	事業所 一般家庭	— 一般家庭
対象基数	約2,900基	約2,200基

2. 審議事項① 浄化槽施策の見直し(転換補助の拡充)

課題

- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽等への転換が進まない主な要因
⇒ 設置時の**個人の経済的負担が大きいこと**



※市内ダム集水域の生活排水処理率
現在:約76% ⇒ 計画(20年後):95%

対応策

- 個人設置型の合併処理浄化槽への転換に対して、個人の負担が**従前の高度処理型浄化槽(市設置型)と同程度もしくはそれ以下**となるように、市の補助制度の見直しを行う

現在の高度処理型浄化槽(市設置型)の**個人の費用負担**の一例(5人槽の場合)

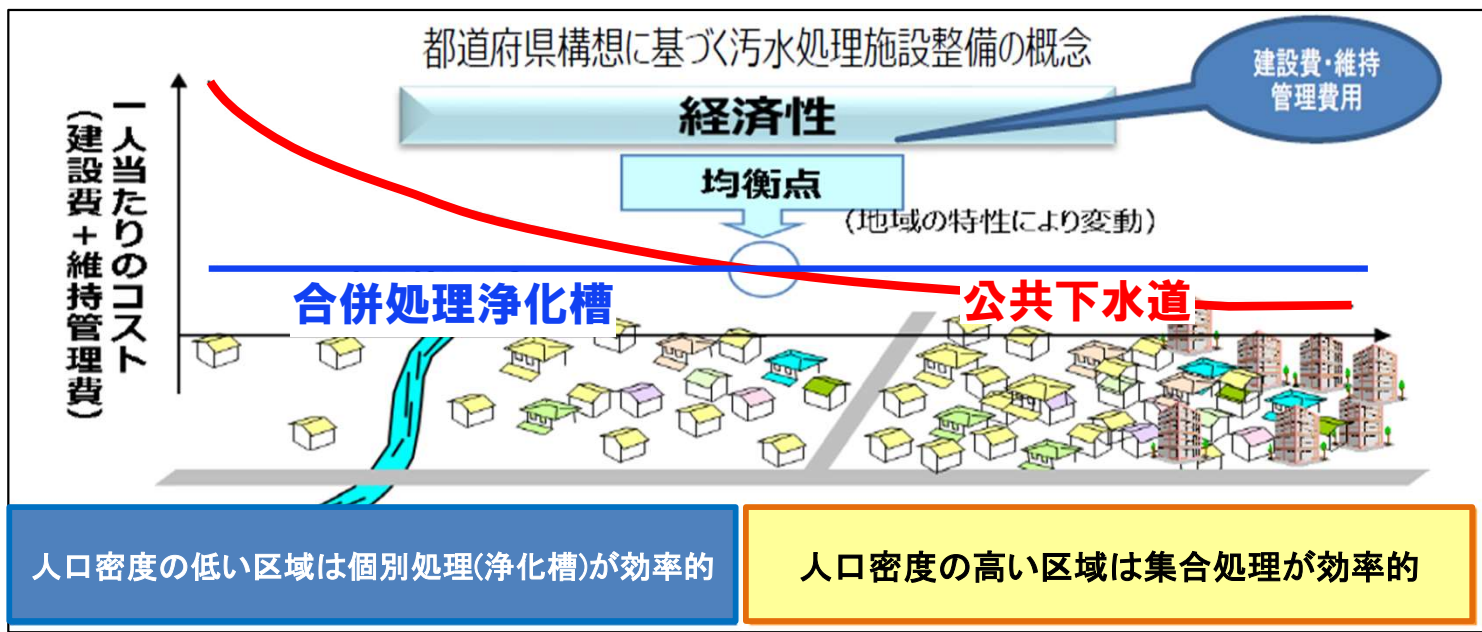
受益者分担金	宅内配管工事	合計
11万3,700円	20万円程度※	31万円程度

※宅内配管工事の費用は、環境省の資料から想定した金額

2. 審議事項② 公共下水道区域の見直し

- 浄化槽施策の見直しに伴い、公共下水道との経済比較の対象が 高度処理型浄化槽から合併処理浄化槽への変更となることから、**未着手の公共下水道区域**について、汚水処理方法（公共下水道または浄化槽）の見直しを国のマニュアル※に基づき行った結果、検討した公共下水道区域（約220ha）の一部を除き、**合併処理浄化槽の区域へ変更**する

※持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）



【見直後の対応】

公共下水道から**合併処理浄化槽**に切り替える区域は、市が整備・管理を行う**市設置型**とする

	区域	整備・管理主体	対象世帯
見直し前	公共下水道	市	約1,300世帯
見直し後	合併処理浄化槽	市※	約660世帯

既に約640世帯が合併浄化槽を設置済み

※これまでの経緯を踏まえ、引き続き市が主体となって整備・管理

3. 見直しによる事業規模

①浄化槽施策の見直しによる事業規模

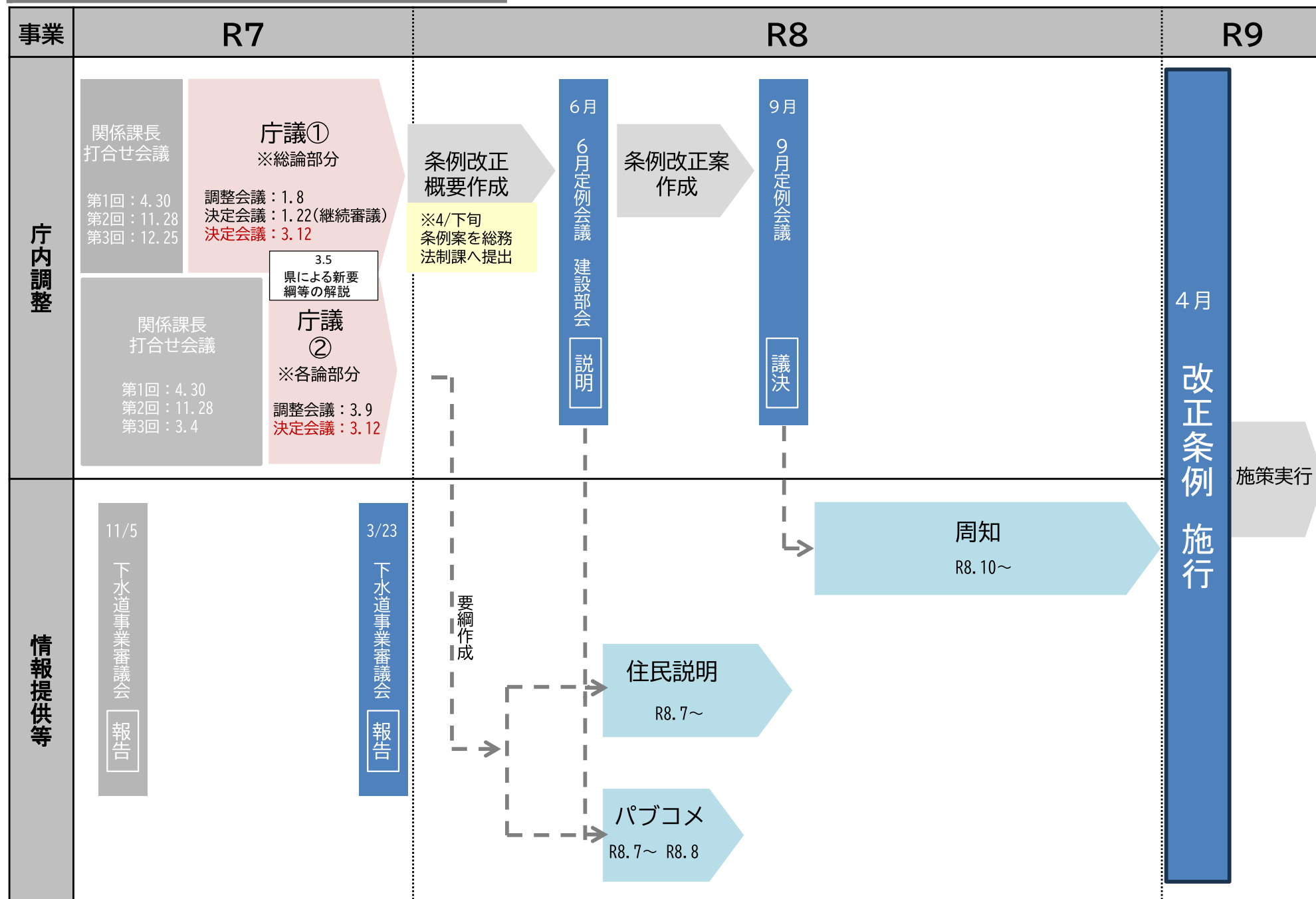
区分	見直し前	見直し後
汚水処理方法	高度処理型浄化槽	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市	個人
事業費(整備費+維持管理費)	約160億円	約65億円
対象世帯数	約2,900世帯	約2,200世帯

②公共下水道区域の見直しによる事業規模

区分	見直し前	見直し後
汚水処理方法	公共下水道	合併処理浄化槽
整備・管理主体	市	市
事業費(整備費+維持管理費)	約90億円	約25億円
対象面積	約220ha	約220ha
対象世帯数	約1,300世帯	約660世帯

※維持管理費については、今後20年分を計上

4. 今後のスケジュール



※庁議①（総論部分）の審議事項：1 浄化槽施策の見直し、2 公共下水道区域の見直し

※庁議②（各論部分）の審議事項：1 合併処理浄化槽（個人設置型）に係る市の補助制度、2 合併処理浄化槽の寄附受入れ、3 条例・要綱改正の骨子（案）

○開催日：令和8年3月12日

○開催場所：第1 特別会議室

○案件名：津久井地域における汚水処理方法の見直しについて【総論・各論】

○担当課：下水道経営課 下水道料金課 津久井下水道事務所

○出席者： ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■都市建設総務課長 ■下水道経営課長 ■下水道料金課長 ■津久井下水道事務所長

(1)主な意見等

○(シビックプライド担当部長)確認であるが、令和8年度は、市設置型の高度処理型浄化槽設置に12億円を計上し、個人負担として受益者分担金と宅内部分の配管の合計が31万円であるが、令和9年度からは、対象を合併処理浄化槽への転換に変更し、市設置から個人設置に切り替えて、イニシャルコストもランニングコストも個人負担に変更されるという理解でよろしいか。

→(都市建設総務課長)転換については2つのパターンに分かれる。1つは、ダム集水域について、これまで市設置の高度処理型浄化槽を推進してきたが、個人設置型の合併処理浄化槽に切り替える。これについては、イニシャル、ランニングコストともに個人負担となるが、イニシャルコストに補助を拡充するので個人負担は軽減される。もう1つは、未着手の公共下水道区域のうち、今回見直して合併処理浄化槽の整備に変更になる区域であり、これまで公共下水道の接続をお待ちいただいていたことから、市設置型の合併処理浄化槽で対応するものである。個人負担としては、イニシャルコストとして、受益者分担金と宅内部分の配管費、ランニングコストとして、下水道(浄化槽)使用料となる。

→(下水道経営課長)補足であるが、維持管理について、個人設置型は、個人で浄化槽の保守点検費用などを支払う。市設置型は市が管理するが、その代わり下水道(浄化槽)使用料をいただくという考えである。

○(シビックプライド担当部長)それぞれ負担感は変わらないという認識でよろしいか。

→(下水道経営課長)負担感については一概に言えず、下水道の使用量によって変わってくる。市設置型では、下水道(浄化槽)使用料がかかるため、水量が多ければその分が料金に影響するが、個人設置型は、下水道(浄化槽)使用料かからないため、ケースバイケースである。

○(シビックプライド担当部長)事業者については、これまで高度処理型浄化槽の対象であったが、今回の見直しで対象外となる。今後、事業者はどうなるのか。

→(都市建設総務課長)これまで高度処理型浄化槽は、県の施策として窒素とリンを除去する目的で推進してきた。通常、事業者の排水は、様々な関係法令に基づいて処理する必要があるが、窒素とリンを除去するとなれば、その目的に対して追加で費用負担が生じることから、これまで補助対象としていた。しかし、ここで県が施策を変更して合併処理浄化槽へ切り替えるため、通常の排水処理となり、その場合、原則は事業者の責務であることから、支援対象外とした。

○(総務局長)住民説明はどのように実施するのか。

→(下水道経営課長)住民説明については、高度処理型浄化槽から個人設置型の合併処理浄化

槽に変わるパターン①と、公共下水道から、市設置型の合併処理浄化槽に変更となるパターン②との2パターンある。パターン①は比較的広範囲のため、まずは全体で説明会を行い、様子を見ながら必要に応じて小さな単位で開催することを検討したい。パターン②については、区域が限定されていることから、小さな単位で説明できるものと考えているが、具体的にはこれから検討する。

→(総務局長)住民説明は慎重に行う必要がある。認知されず、結局制度を変えても効果が出ないことを危惧している。

○(政策部長)これまで高度処理型浄化槽の普及があまり進まなかった中で、今回提案されている個人設置型で推進は期待できるのか。

→(津久井下水道事務所長)設置に当たって、工事費用が国の基準額に収まれば、自己負担は大幅に下がるため、そこは期待したい。現場によっては高額な工事となる場合もあるが、現場も様々あり、高額にならない場合は個人負担が大幅に軽減される。

→(政策部長)工事費用はどのように異なるのか。

→(津久井下水道事務所長)庭が狭く機械が入らないと人が対応する必要があるため高額となるが、ある程度スペースに余裕があれば、機械による施工が可能となり低額になるなど現場の条件による。

○(市長公室長)総論の参考資料2ページ目にある②高度処理型浄化槽【市管理】と、③合併処理型浄化槽【個人管理】について、バキュームカーによる作業は不要という認識でよろしいか。

→(津久井下水道事務所長)浄化槽内の清掃が必要となり、その時にはバキュームカーによる年1回の清掃が義務づけられている。

○(市長公室長)合併処理浄化槽への転換が進むとバキュームカーによる作業件数が増えると思うが、バキュームカーを使う清掃事業者は対応可能なのか。

→(都市建設総務課長)単独処理浄化槽や汲取便所の方が合併処理浄化槽に切り替わっていくのだが、そもそも単独処理浄化槽や汲取便所もバキュームカーで時々汲み取りを行わなければならないため、今後、合併処理浄化槽となっても件数としては特に変わらない。

○(市長公室長)下水道の計画を廃止した区域分の汚泥は、対応可能であるのか。

→(下水道料金課長)汚泥については、旧相模原市域は、相模台収集事務所が収集し、津久井エリアは業者が収集し、津久井クリーンセンターにある処理施設で処理している。

→(都市建設総務課長)未着手の公共下水道区域を合併処理浄化槽区域に変更するため、下水道をなくして、浄化槽に切り替えるわけではなく、今生活されている中で浄化槽等が入っているため、数としては変わらないと考えている。

→(市長公室長)重要な部分である。後々対応し切れないということがないようにしていただきたい。

○(財政部長)原則として個人設置型にするということであるが、市設置型にしない理由は何か。

→(都市建設総務課長)一般的に浄化槽は家屋の付属物であり、個人で整備するものであることから、個人設置型としている。市設置型とした場合は、長い目で見た場合、市の維持管理費の負担が大きいという課題があるため、ある程度市設置型で整備する区域を限定するという考えである。

→(財政部長)市設置型は下水道(浄化槽)使用料が取れるのではないか。

→(津久井下水道事務所長)下水道(浄化槽)使用料では全てを賄うことができない。

○(財政部長)個人設置型と市設置型とで下水道(浄化槽)使用料の有無が異なる。水質を維持することを目的として市設置型にするという考えがある中で、赤字になるのか。

→(津久井下水道事務所長)下水道使用料では赤字になる。

→(財政部長)浄化槽が家屋の付属物であるならば、高度処理型浄化槽を市設置とするのは間違いにならないか。

→(下水道経営課長)高度処理型浄化槽は、ダムのアオコ発生を抑制するために、窒素とリンを除去することができる浄化槽であり、通常の合併処理浄化槽より整備費・維持管理費が高いことから、県の施策を踏まえ市設置としていた。

→(都市建設総務課長)市設置型で推進していくことで、生活排水処理率の向上に繋がっていくが、下水道使用料金収入と実際かかる維持管理費との差額の赤字分がどんどん積み重なっていくことから今回の考え方になっている。

○(財政部長)費用形態や下水道(浄化槽)使用料については、調整会議ではどのような説明であったか。

→(下水道経営課長)金額の話ではなく、考え方を説明させていただいた。ダムのアオコ発生を抑制するための施策として、市設置で高度処理型浄化槽を推進してきたが、赤字も膨らんでいることもあり、今後は可能な限り個人設置で進めていきたい。

→(財政局長)市民からすると、自分たちの負担がどう変わるのかという視点となる。

○(財政局長)今回、下水道区域から市設置型の合併処理浄化槽に転換するエリアについて、下水道と合併処理浄化槽とではどちらが市の負担が大きいのか。

→(都市建設総務課長)下水道に比べれば市設置型合併処理浄化槽の方が負担は軽減される。

○(市長公室長)高度処理型浄化槽整備の申請はいつまで受け付けるのか。

→(下水道経営課長)令和8年度までは現在の制度が残ることから、同年度内の申請は受け付けて整備する予定である。

○(市長公室長)令和9年度以降は、市設置であった高度処理型浄化槽整備から個人設置型の合併処理浄化槽への転換に切り替わることから、個人への負担が非常に大きい。その期間を過ぎると個人管理となるため、合併処理浄化槽にならざるを得ないということであり、配慮が欠けているのではないか。

○(財政局長)生活が苦しい方の中には、イニシャルコストを負担することができずにこれまで手が出せなかったという方もいるのではないか。

→(都市建設総務課長)個人設置型の合併処理浄化槽への補助を拡充することで、イニシャルコストの個人負担額は下がるようにしている。ランニングコストについては、今までの負担がゼロであったわけではなく、単独処理浄化槽、汲取便所の方は、管理費用がこれまでも生じており、合併処理浄化槽へ転換して急に管理費用が発生するものではない。

○(市長公室長)新築住宅に設置する浄化槽については、補助対象としないのか。

→(下水道料金課長)新築住宅は、平成13年4月1日以後、合併処理浄化槽しかつけられないことになったため、対象としない。

○(シビックプライド担当部長)個人としては、市設置型と個人設置型のうち、どちらの方が負担が軽いのか気になるだろう。令和8年度中に高度処理型浄化槽に切り替えるのか、ランニングコストも考えて合併処理浄化槽の方が良いのか。それについて説明できると良い。

→(都市建設総務課長)使用する水量によっても異なるが、多くの場合は高度処理型浄化槽の市設置型が安くなるのだろうと思われる。

(2)結果

○原案のとおり承認する。